

2017年度 外国語論文掲載料等補助制度募集要項

本学では、在籍する大学院生の国際的な学術研究を奨励し、その研究成果の発表を支援するため、外国発行の学術誌へ外国語論文を掲載する場合、必要となる論文掲載料の経費を補助する制度を設けています。

以下の募集要項を確認し申請してください。

1. 応募資格

本大学院の博士後期課程に在籍する正規学生で、投稿した外国語論文が外国発行の学術誌へ掲載されることが確定した者としてします。

*1 学生交換協定等により海外大学から派遣され、本大学院から特別に学費を減免されている者は対象外とします。

*2 休学中に論文を投稿した者は対象外とします。

*3 「大学院学生海外留学に関する規程」により当該補助金を受給し留学中の者は、対象外とします。

*4 共著の場合には、ファーストオーサーまたはコレスポンデンスオーサーまでとします。

2. 採用数

全研究科を通じ、年間15件程度とします。

3. 補助対象／補助額／申請回数など

(1) 補助対象

	補助対象
①	投稿料
②	掲載料（Web掲載料を含む）
③	オープンアクセス料
④	別刷代（WebPDFダウンロード代含む）
⑤	その他、本大学院が適当と認める論文等

* 投稿した論文の外国語翻訳または校正に係る費用については対象外とします。

(2) 補助額／申請回数

上限を5万円として実費支給し、申請回数を年1回とします。また申請者多数の場合は減額して支給することがあります。

4. 申請期間

申請受付期間は、下記のとおりです。

2018年2月16日（金）～2月23日（金）（厳守）

*1 受付は各キャンパスの担当事務室開室時間内とします。

*2 上記申請期間に必要な書類を提出できない場合は、受け付けできません。

申請期間に間に合うよう余裕をもって準備してください。

5. 提出書類

提出書類は、下表のとおりです。書類漏れがないよう注意してください。

- (1) 法政大学大学院外国語論文掲載料等補助申請書
- (2) 投稿したことを示す文書
- (3) 掲載決定を示す文書
- (4) 掲載論文別刷1部
- (5) 掲載雑誌の投稿規定（投稿料・掲載料等の金額が分かるもの）
- (6) 掲載に係る費用の支払い証明書（領収書等）

*1 請求書や振込票等は利用者が確実に支払ったという証明にはなりません。必ず領収書を受領して、提出してください。また、本人名義のクレジットによる支払いを可とします（本人名義以外は不可）。申請期限までに精算に必要な領収書を必ず提出してください。

なお、本補助金制度は大学の会計処理基準により処理されます。この基準に合わない領収書は受け付けできない場合があります（特に、クレジット支払い、インターネットによる領収書は要注意）。その際、追加的に書類提出を求めることがあります。

*2 外貨建てで支払った場合には、領収書発行日当日の為替レートにより大学側で円換算のうえ支払います。

*3 上記、提出書類のほか、追加の書類提出を求める場合があります。

6. 提出先

それぞれ所属研究科の担当事務室に提出してください。

情報科学／工学／理工学研究科・・・ 小金井事務部 大学院担当
人間社会研究科・・・・・・・・・・ 人間社会研究科担当
デザイン工学研究科・・・・・・・・・・ デザイン工学研究科担当
政策創造研究科・・・・・・・・・・ 政策創造研究科担当
上記以外の研究科・・・・・・・・・・ 大学院事務部 大学院課

7. 給付時期

3月中旬以降に指定銀行口座に振り込みます。

8. 支給の取り消し・返還

以下の場合には、本補助金対象者としての決定を取り消します。

- (1) 今年度、退学又は除籍された場合
- (2) 虚偽の申請を行った場合
- (3) 大学が求める必要書類の提出がなかった場合
- (4) その他本補助金を受給するに値しない、と判断される時

9. 問い合わせ先

法政大学大学院事務部大学院課 「外国語論文掲載料等補助制度」担当

TEL: 03-5228-0545 FAX: 03-5228-0555

e-mail: i.hgs@ml.hosei.ac.jp

以上